

別添

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県産業資源循環協会の表彰に関し必要な事項を定める。(対象)

第2条 表彰は、当会の定款の目的の遂行に対し、他の模範となる個人及び企業とする。

2 表彰の種類及び表彰基準は、次のとおりとする。

種 類	表 彰 対 象 者	表 彰 基 準
(1) 功労者表彰	正会員の代表者 当協会の役・職員 表彰審査会の推薦者	本会の運営に功績顕著な者
(2) 優良事業所表彰	正会員で当該地区の地区委員会の推薦を得たもの	本会の運営に特に功績のあつた企業
3) 優良従業員表彰	正会員の役員及び従業員 (代表者を除く。)	従業員として、当該事業所に10年以上勤務し、成績優秀で他の模範となるもの

(表彰審査会)

第3条 表彰すべき本案の選考を行うため表彰審査会を置く。

2 表彰審査会は、福利厚生委員会の委員長、副委員長及び委員、各地区委員会の委員長及び副委員長並びに専務理事をもって組織する。

3 表彰審査会の座長は、福利厚生委員会の委員長をもって充て、委員長が欠けたときは委員長に事故あるときは、副委員長がこれに当たる。

(表彰の決定)

第4条 表彰は、表彰審査会の選考結果に基づき理事会に諮り、会長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、会長が表彰状を授与して行う。

2 表彰に当たっては、記念品等を表彰状に添えて授与することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年度開催する定時社員総会の席上において行う。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

(費用の負担)

第7条 会長は、第2条第3号の優良従事者表彰の費用の一部を、理事会の決議を経て、当該表彰をされる従事者の所属する正会員に負担させることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、社団法人神奈川県産業廃棄物協会が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 44 条の規定に基づき公益社団法人となることとなったときに、公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会定款の施行の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会表彰基準の取扱いについて（内規）

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会表彰規程第 2 条第 2 項の表彰基準については、次のとおりとする。

1. (1) 功労者表彰の「本会の運営に功績顕著な者」は、当協会事業に積極的に協力していると認められ、他の模範となる者、かつ次のいずれかに該当する者とする。
 - ① 理事・監事の内から、その任を満 1 期以上務めた者。
 - ② 各委員会委員の内から、その任を満 2 期以上務めた者。
 - ③ 廃棄物の処理関係業務の従事年数が 10 年以上、かつ年齢が 40 才以上の者で、その功績が特に顕著と認められた者。
2. (2) 優良事業所表彰の「本会の運営に特に功績のあった企業」は、神奈川県内の事業所において当協会の正会員として 5 年以上良好に産業廃棄物処理業を営み、協会事業に積極的に協力していると認められ、各地区委員会から推薦された事業所とする。
3. (3) 優良従業員表彰の推薦基準については、正会員の代表者が推薦した者とする。